七号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第九十五号）第一条の規定による改正前の地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条第一項及び裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第九十六号）による改正前の裁判官の育児休業に関する法律（平成三年法律第百十一号）第二条第一項に規定する子を除く。）の養育を開始し、同日以後も引き続き当該者を養育し、又は養育していた厚生年金保険の被保険者又は被保険者であった者について厚生年金保険法第二十六条第一項の規定を適用する場合には、同項中「当該子を養育することとなった日（」とあるのは「平成二十九年一月一日（」と、「当該子を養育することとなった日の属する月の前月」とあるのは「平成二十八年十二月」と、「当該月」とあるのは「同月」とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
厚生労働大臣　塩崎　恭久
国土交通大臣臨時代理
国務大臣　菅　　義偉

健康保険法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年十二月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第四百号

健康保険法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、地方税法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三号）の一部の施行に伴い、並びに健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百十五条第二項、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十一条第二項、健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法第五十一条第二項、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第八十三条第二項、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十二条第一項第四号及び第八十一条並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第六十七条第一項第二号及び第百四条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（健康保険法施行令等の一部改正）

第一条　次に掲げる政令の規定中「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第十一項又は第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」に、「規定に該当する」を「規定の適用がある」に、「附則第三十五条の二第六項」を「附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の二の二第五項」に、「株式等に係る譲渡所得等の金額」を「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」に、「附則第三十五条の二の六第十一項若しくは第十五項又は第三十五条の三第十一項」を「附則第三十五条の二の六第十一項若しくは第十五項又は第三十五条の三第十三項若しくは第十五項」に改める。

一　健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第四十二条第三項第四号

二　介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第二十二条の二の二第五項第一号

三　健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令第二十二条の二の二第五項第一号

（船員保険法施行令の一部改正）

第二条　船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）の一部を次のように改正する。

第九条第三項第四号中「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第十一項又は第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」に、「規定に該当する」を「規定の適用がある」に、「附則第三十五条の二第六項」を「附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の三第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の二の二第五項」に、「株式等に係る譲渡所得等の金額」を「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」に、「附則第三十五条の二の六第十一項若しくは第十五項又は附則第三十五条の三第十一項」を「附則第三十五条の二の六第十一項若しくは第十五項又は第三十五条の三第十三項若しくは第十五項」に改める。

（国民健康保険法施行令の一部改正）

第三条　国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の二第一項第一号中「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第十一項又は第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」に、「に該当する」を「の適用がある」に、「附則第三十五条の二第六項」を「附則第三十五条の二の六第十一項若しくは第十五項又は第三十五条の三第十一項」を「附則第三十五条の二の六第十一項若しくは第十五項又は第三十五条の三第十三項若しくは第十五項」に改め、同条第三項第三号中「について」の下に「当該療養の給付を受ける日の属する年の前年（当該療養の給付を受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあっては、前々年）の」を加える。

第二十九条の七第五項第一号中「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第十一項又は第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」に、「附則第三十五条の二第六項」を「附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の三第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の二の二第五項」に、「株式等に係る譲渡所得等の金額」を「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」に、「附則第三十五条の二の六第十一項若しくは第十五項又は第三十五条の三第十一項」を「附則第三十五条の二の六第十五項又は第三十五条の三第十三項若しくは第十五項」に改め、同項第二号中「、また」を削る。

附則第十三条中「「総所得金額」を「総所得金額」に改め、「金額）」」の下に「と、「同法附則第三十三条の二第五項」とあるのは「地方税法附則第三十三条の二第五項」」を加える。

（高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正）

第四条　高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第一号中「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第十一項又は第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」に、「に該当する」を「の適用がある」に、「附則第三十五条の二第六項」を「附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の三第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の二の二第五項」に、「株式等に係る譲渡所得等の金額」を「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」に、「附則第三十五条の二の六第十一項若しくは第十五項又は第三十五条の三第十一項」を「附則第三十五条の二の六第十五項又は第三十五条の三第十三項若しくは第十五項」に改め、同条第三項第三号中「について」の下に「当該療養の給付を受ける日の属する年の前年（当該療養の給付を受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあっては、前々年）の」を加える。